

第百六十二回国  
会  
参議院  
国土交通委員会  
會議録第三十一号

平成十七年八月四日(木曜日)

午後零時六分開会

委員の異動

七月二十一日

辞任

足立 信也君

補欠選任

岩本 司君

七月二十二日

辞任

水落 敏栄君

補欠選任

太田 豊秋君

藤末 健三君

山下八洲夫君

八月四日

辞任

奥石 東君

補欠選任

主濱 了君

出席者は左のとおり。

委員長

田名部匡省君

理事

田村 公平君

委員

脇 雅史君

大江 康弘君

佐藤 雄平君

山本 香苗君

岩井 國臣君

岩城 光英君

太田 豊秋君

北川イッセイ君

小池 正勝君

末松 信介君

鈴木 政二君

伊達 忠一君

藤野 公孝君

池口 修次君

衆議院議員

国土交通委員長

国土交通委員長

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

代理

政府参考人

内閣府民間資金

等活用事業推進

室長

浅野間一夫君

伊原江太郎君

木村 勉君

竹中 平蔵君

渡海紀三朗君

橋 康太郎君

木村 義雄君

奥石 東君

北澤 俊美君

主濱 了君

前田 武志君

○委員長(田名部匡省君) ただいまから国土交通

委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮

りいたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の

促進に関する法律の一部を改正する法律案の審査

のため、本日の委員会に内閣府民間資金等活用事

業推進室長浅野間一夫君を政府参考人として出席

を求め、その説明を聴取することに御異議ありま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田名部匡省君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(田名部匡省君) 民間資金等の活用によ

る公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部

を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院国土交通委員長橋康太郎君から趣

旨説明を聴取いたします。橋康太郎君。

○衆議院議員(橋康太郎君) ただいま議題となり

ました民間資金等の活用による公共施設等の整備

等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に

つきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上

げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の

促進に関する法律、いわゆるPFI法は、平成十

一年七月に制定され、これまで六年が経過いたし

ております。

この間、平成十三年の改正において、行政財産

のPFI事業者への貸付けを可能とするなど、P

F Iがより一層活用されるよう積極的に改善を

図つてまいりました。

こうした関係者の努力もありまして、これま

で、PFI法に基づいて公表された実施方針は、

平成十七年六月末現在で二百一件、また、施設の

供用開始に至っているものは六十二件となつてお

り、着実に実績を積み重ねてきたところでござい

ます。

しかしながら、民間事業者の有する技術及び経

営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉

かつ良好なサービスが国民に対して提供されるこ

とを旨とするPFIの基本理念の実現のためには、

まだまだ多くの課題が残されているところで

ございます。

本案は、このような状況を踏まえ、PFI事業

の一層の促進を図るため、PFI法について所要

の改正を行おうとするもので、その主な内容は次

のとおりであります。

第一に、本法の「目的」に、国民に対する低廉か

つ良好なサービスの提供を確保することを明記す

ることとあります。

第二に、法の「基本理念」において、PFI事業

は行政の効率化や国有財産の有効利用が図られ

るように配慮すべきことを明記することなどであ

ります。

第三に、PFI事業者から民間施設部分を譲渡

された者等に対する行政財産である土地の貸付け

を可能とするなど、国有財産の貸付けの拡充で

あります。

第四に、民間事業者の選定に当たっては、原則

として価格及び国民に提供されるサービスの質そ

の他の条件により評価を行うものとするものであ

ります。

第五に、その他の主な改正事項として、独立行

政法人を含む公共法人や地方公共団体へのPFI

法の適用の明確化、PFI事業と地方自治法上の

指定管理者制度の整合を図るための配慮規定、民

間事業者の選定手続に関して、段階的な事業者選

定の在り方等についての検討を明記することなど

であります。

以上が本案の提案の趣旨及び主な内容でございます。

何とぞ、速やかに御賛成くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(田名部匡省君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

ただいま趣旨説明のありましたPFI法改正案についてですが、この法案は今趣旨説明のありましたとおり、議員立法で衆議院から送付をされてきました。ですが、失礼ながら、議員立法であっても、あるいは閣法であっても、この成立する法案について執行の責任を負うというのはこれ、内閣府です。ですから、私は、この法律の所管大臣である竹中大臣に、この委員会に出席をして答弁をすべきだということを昨日要求をしました。ところが出席できないと、こう言われて、現実にはここにおいでになっていない。私、この質問をしないわけにはいきませんからこの場に立っていますけれども、この竹中大臣が出席をしないという事について、いまだに納得が全然いきません。

憲法での大臣の答弁の義務を持ち出すまでもなく、議院内閣制の下で大臣が答弁するのは当たり前のことじゃありませんか。参議院というのは衆議院のカーボンコピーじゃありません。私たちが国民の負託を受けた議員として、重要な法案であるPFIのこの法律について、所管大臣のこの責任ある答弁をたがうことができないと、一体これ、どういうことなんでしょうか。

郵政特で審議があつています。竹中大臣、その主人公です。ですが、その郵政特の審議に配慮をして、この委員会は定時時刻から外して、お昼御飯も食べずにですよ、この時間にやっています。現実には、郵政特に参加しておられる議員の方々もここに駆け付けて現実に出席しておられるわけ

でしょう。何で竹中大臣が、物理的には出席が可能なのに何で来ないんですか。ちよつとはつきり、まずその点を答えていただきたいと思います。

○政府参考人(浅野間一夫君) 御要望賜っておりますけれども、国会審議の促進のためにできる限り御要望を踏まえて対応させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。(発言する者あり)

○仁比聡平君 何言ってるの。ちよつとも一回、もう一回ちよつとはつきり答えてください。何やってるんですか、今大臣は。

○政府参考人(浅野間一夫君) 国会の方のおさばきによりまして、本日の出席、木村政務官ということに承っております。それに従ってやっております。

○仁比聡平君 結局、物理的には出席できるんですよ。どうして、この議員立法で、実際議員立法でも、この通常国会の中で国土交通大臣がこの委員会に出席をして答弁をされています。この法案については所管大臣は竹中大臣なんです。からいきさつは、この委員会にどうしてこの法案がかかるのかといういきさつはいろいろあったんだと思ひますけれどもね。だけれども、所管の大臣が審議をされるこの委員会に出席しないというのは、これは一体どういうことなんでしょうか。大体、こんな会期末ぎりぎりになって、しかも郵政で緊迫をする中であえて審議をするのは、改正案が重要だというふうに思っているからでしよう。なのに、その所管大臣が出席をしない。

我が党は、立場は違ひますけれども、この改正について徹底した審議が必要だということをかねてから言ってきました。それは、今日、第三セクター方式による開発の手法が破綻をして、国も地方も財政難の中で二百以上の公共事業にこのPFIという手法が使われるようになった。これから増えることも予想されている。ですが一方で、昨年の秋には、私の地元福岡ではタラソ福岡という

PFI事業が、始まって以来、つまり全国で初めて破綻をしたわけです。PFI事業というのはこういう形で破綻をする、その問題点が浮き彫りになっている中で改正案の審議なんですね。先ほど政務官が出席をされているというお話がありましたが、政務官、このPFI事業は今後一切破綻をしないんだということが言い切れるのでしょうか。

私、今日、委員会を開くということが夕刻、昨日の夕刻に決まって、その点について所管大臣の責任ある答弁いただきたいということで通告をしました。いろいろやり取りありましたけれどもね。その中で、政府、事務方の方からはこんな発言がありました。仮に理事会で与野党の合意があつても大臣が要求されるのは納得できないと。何でこんな話が出てくるんですか。理事会で与野党の合意があつて、そのときには出ないわけではないけれども、だけれども、要求されること自体は納得できないという発言があつたんですよ。国会軽視も甚だしい。私は重大な問題だと思ひます。今いらつしやっている方で、どうなんですか、こういう事態。

政務官、お伺いしたいと思ひますが、政務官、伺いたいと思ひます。

○政府参考人(浅野間一夫君) その前にちよつと。昨日以来、お話を賜りました。私もといたしましては、大変重要な法案でございますので、できる限りの協力はさせていただきます。こと、正式に委員会の方から政務官で責任を持った対応をさせていただきたいというふうなお話を賜りましたので、政務官と私、出てきております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○北澤俊美君 委員長、議事進行。私は経過は知らなかったんですけども、今、仁比さんの説明を聞いていますと、出席要求をして、しかも時間設定を昼飯どきにしましたわけでしょう。そこまでの配慮をしたにもかかわらず出席ができないと、こういうことであれば、この委員会

を開くことそのものが私は少し考えなきゃいかぬというふうに思ひますので、休憩をして理事会で再協議をしていただきたい。

私は、断固こゝへ出席すべきだと。どこの党であらうと、これも仮に、自由民主党が質問を出てこいと言えは出てくるでしょう、きつと、これは私の推測だが。民主党が言つても出てくると思う。共産党の質問だからきつと出てこないんだと思う。しかし、委員会という、国会という場ではない、それは全く平等な話だ。それをないがしろにするということはけしからぬ話ですから、早速休憩して協議をしていただきたいというふうに思ひます。

○政府参考人(浅野間一夫君) 私どもといたしましては……

○北澤俊美君 ちよつと、議事進行は優先しなきゃいかぬ。委員長、委員長、議事進行は優先しなきゃ。

○政府参考人(浅野間一夫君) ちよつと御説明を……

○委員長(田名部匡省君) それじゃ、ちよつとこれ、休憩したいと思ひます。理事会をちよつと、暫時休憩したいと思ひます。午後零時十九分休憩

午後零時三十四分開会  
○委員長(田名部匡省君) ただいまから国土交通委員会を再開いたします。  
休憩前に引き続きまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。  
理事会協議の結果、大臣政務官及び政府参考人から答弁をいただくこととなりましたので、よろしくお願ひいたします。  
それでは、仁比君。  
○仁比聡平君 法案の関係でお伺いをしますけれ

ども、PFIが破綻をした場合の企業責任について政府やあるいは提案者がどう考えているのかというところをお尋ねしたいと思うんです。

先ほど申し上げましたタラソ福岡というPFI事業は、これは大木建設というゼネコンがごみ処理工場の余熱を利用してプールやフィットネス施設を建設、運営をしてきたんですが、これがわずかに二年半で破綻をし、四か月間事業は閉鎖をされたわけです。新しいSPCが出てきて四月に再開をされましたが、そうならなければ、福岡市が八億五千万円一般財源で買い取るというようなこともあり得た。

そんな中で、内閣府にお伺いをしますが、このタラソ福岡で建設、運営のために市が拠出をした支出の総額、そして費用、どうなっているのでしょうか。

○政府参考人(浅野周一夫君) 御担当になりました福岡市の方に照会をした結果を御報告申し上げます。

この事業は、平成十四年四月から供用開始をいたしております。十六年の十一月に破綻、一時閉鎖、今年の四月から再開でございますが、その間、福岡市の方から、十四年度分、十五年度分、それから十六年度は四月から十一月までこれは稼働しておりますので、サービスの対価として二億円余を支出をされたというところであります。

○仁比聡平君 それぐらい多額の税金が、年間であれば一億二千万円相当と言われている。土地の無償提供、それからごみ余熱で発電をしている電力、こういった支援を受けながら破綻をしている。だけれども、この破綻の中で、破綻の結果、その企業そのものは何ら財政的な責任を負っていないわけでしょう。そういったことが私、許されるのかというのは極めて疑問なわけです。

建設や運営で税金から多額の拠出あるいは提供を受けながら、だけれども、破綻しても責任を負わないと、そんなことで民間企業に公共サービスの責任を任せるということがどうしてできるんでしょうか。政務官にお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(木村勉君) PFI事業では、公共施設等の管理者と選定事業者との間の役割及び責任分担等について詳細にわたり契約で明確化することが必須条件になっております。これを契約主義と言っておりますけれども、

したがって、この場合、事業の破綻時ににおける対応についてもあらかじめ契約で定めるとともに、当該契約の内容に従って対処するのが適当であると考えております。

○仁比聡平君 今、政務官おっしゃったのは、私は官僚の方々が準備をされた答弁そのものにほかならないと思うんです。

このタラソ福岡でいいますと、先ほどリスク分担といいますが、PFIの契約の中でリスクをそれぞれが分担するという御趣旨のお話だったと思うんですが、この福岡の件でいいますと、融資をしたファイナンスの方は、これは福岡市が施設を買い取るというその価格、その金額で回収可能な範囲内でしか融資を行っていないわけなんです。ですから、金融機関の方は仮に破綻をしても、市が出すお金の中で、リスクはもう負わない。あるいはその推進をした大木建設というゼネコンは、当初から、それが立ててきた利用予測や資金計画が極めて甘いのではないかという懸念が指摘をされてきました。

昨年の福岡市議会の中で市当局の答弁ですが、当初のヒアリング、事業運営の協議の中で事業運営の安定性を明確に否定するまでは至らなかった、審査委員会において事業の安定性を図るために更なる努力を行うことという意見が付けられたという、そういうことになっているんですね。結局、その事業計画はうまくいくという保証はだれもできない。かえって安定性を明確に否定することはできなかったから任せようみたいな、そんなことで現実に進んで、わずか二年半で破綻をしたということなんですよ。

もう一点お伺いをしたいんですが、その中で、そのリスク分担が結局市民や公共サービスに悪影響を与えることはないんだという、そういう評価

を自治体が行うことができるのか、そういう能力や体制を現実的に今持っているのか、そのことについて、今回の改正の議論の中で提案者の皆さんの中では議論があったでしょうか。

○衆議院議員(渡海紀三朗君) PFIの原則というのは、先ほど大臣政務官がお答えになったとおり、契約主義の中で、いわゆる管理者、この場合は福岡市だと思いますが、と選定事業者、大木組ですが、の間でしっかりと、当初からそのリスク分担、責任、役割について明快に整理がされることが原則になっております。その段階において、じゃ、その事業、どのものをどういうふうに判断するかということの能力があるのかないのかという今御質問があったわけでありまして、基本的には、私は福岡市ぐらいの大きな管理者であればその能力はあるであろうというふう

のリスク分担というものがうまく機能しないという現実が起きているわけですから、これを踏まえてPFI事業を根本から見直すべきだということを強く申し上げておきたいと思えます。

時間があるから終わらざるを得ませんけれども、官から民へと、民間でできることは民間へという盛んに進められてきましたが、民間企業をもうけさせるだけもうけさせて、破綻をすれば責任を負わない、税金で処理をするということがあり得るという事態が明らかになりました。これから財政難からPFI方式を導入をする自治体も多く出てくるのかもしれませんが、第三セクターの破綻の処理と同様に、大きなリスクを負っていくということは明らかで、私は、民間に頼れば間違いないということでは決してないということを申し上げて、質問を終わります。

○委員長(田名部匡省君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、奥石東君が委員を辞任され、その補欠として主濱了君が選任されました。

○洲上貞雄君 社民党の洲上でございます。

二〇〇一年の法改正によって、PFI事業である公共施設と民間収益施設が合築される場合、国有財産、行政財産である土地をPFI事業に貸し付けることが可能になっております。

今回の法改正では、PFI事業者から民間施設部分を譲渡された第三者に対しまして行政財産を貸し付けることができるようにすること、合築以外の形態による民間施設の併設の場合においてもPFI事業者及び第三者に貸し付けることができるようにする等の改正がなされますが、今回の改正の必要性、発注者、PFI事業者にとってもメリット、デメリットがどこにあるのをごさいますか。

○衆議院議員(渡海紀三朗君) 今回の改正で、今、洲上先生おっしゃったような改正をさせていただいたわけですが、先ほどの議論とも

通ずるところがあるんですが、PFI、やはりこのリスク分担というものをきっちりしなければいけない、そしてお互いの責任を明確にしなければいけないというところで、よりこのリスクを回避するという意味から、これを弾力的に運用できるようにすることによりまして、例えば民間収益施設、これは民間が所有をし、民間が運営をしている施設でございますけれども、そうであつても、いわゆるこのリスクを切り離して、より有効にその財産を活用するというふうなことが可能になります。そのことによって、例えば公共管理者がそれを買収しなければいけないといったようなことを、道を幅を広げることによってより弾力的に運用することによってこのリスクを回避することができるということを考えております。

これはもう多くのいろんなヒアリングを行いまして、やはりそういった運用が必要であらうと判断をさせていただいて、今回の改正法の中でそのような改正をさせていただいておるところでございます。これが大きなメリットでございます。

あえて言うなら、デメリットは、そういったデメリットがあるんで、がちがちに固めてしまえば、それを弾力的に運用するようにしたと、デメリットを解消するためにそういう改正をしたというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○**洲上貞雄君** 行政財産は国民全般に行政サービスを滞りなく供給するために用いられるという高い公共性を有しています。国有財産法や地方自治法では、行政財産は行政目的のために利用されるべきものであるため、貸付け、私権の設定等を原則として禁止をし、違反をする行為は無効としているほどの重要性で位置付けられています。自治法施行令でも、出資法人や公共団体等に限定されています。

PFI法という特別法とはいえ、地方自治法の原則を解除をし、一民間事業者者に行政財産の貸付けを認めることは、憲法の手定める地方自治の本旨に反するのではないかと考えますが、いかがでございますか。

○**衆議院議員(渡海紀三朗君)** 先生のお話のような御懸念があることは我々も承知をいたしておるつもりでございます。

地方自治ということであれば、地方自治法の第二百三十八条の四及び施行令の百六十九条の行政財産の規定という項目のことをおっしゃっていると思うわけですが、PFI法においてもやはりこの特例と同じ考え方をし、しっかりと必要と判断をした上で管理者が判断をするというふうな考え方でありますし、当然、ある規模になって必要であれば、貸し方等も含めて、それは議会等の承認、地方議会等の承認も要るわけでございますから、しっかりとそういった制度が地方自治の本旨に反することなく運用されるというふうなことを考えております。

○**洲上貞雄君** 改正案では、国や自治体が認めさえすれば民間収益施設の譲渡を受けた第三者への土地の貸付けが可能になります。行政財産の公共性を考えますと、事業期間満了後もPFI事業者でもない全くの第三者の利益追求のために国公有地の貸付けを引き続き認めることはなぜなのでございましょうか。

しかも、契約期間とか契約内容というのは当初の契約の段階からつきりとしておるわけでございますから、そこは公共の管理者の判断がしっかりと働かなければいけないわけでありまして、また働くものと考えておりますから、公共の妨げにならないというふうなことがあれば、これは当然この法の趣旨に反するということになるわけでありますから、そのような懸念がないような運用を当然しっかりと見守っていきたいと思ひますか、ウオッチをしていきたいというふうな思つております。

○**洲上貞雄君** 民間収益施設を第三者に譲渡することについてはPFI事業者の自由にゆだねられているのでございましょうか。

行政実例では、行政財産の目的外使用の許可を受けた者が他の者に当該行政財産の全部又は一部を転貸しすることは許可処分性質上認められないので、知事は黙認し放置すべきではないとされております。国、自治体が積極的に民間収益施設の第三者譲渡についても関与し、判断すべきではないでございましょうか。

また、民間収益施設をPFI事業者から譲り受け、行政財産の貸付けを受ける第三者に対して、公用若しくは公共用に供するため必要が生じたときや貸付けの条件に違反する行為があると認めるときは、貸付けを取り消すことは可能なのでございましょうか。

○**衆議院議員(渡海紀三朗君)** 先生御指摘の第三者に譲渡する場合に当然必要な要件を定めておりまして、国なり地方の管理者が判断をするということとしております。

具体的には、少し長くなりますが、土地の所有者である国又は地方公共団体が行政財産である土地の貸付けが必要であると認める場合、また民間収益施設の譲渡が行政財産である土地の用途又は目的を妨げない限度内である場合、三番目に、譲渡の相手方について、譲渡対象の建物を公共施設等として区分所有している公共施設等の管理者が、若干複雑でございますが、適当と認める場合

というふうな要件を定めております。

また、いわゆる土地賃貸契約におきまして、契約条件に違反する行為がある場合は当該貸付けを取り消すというところを取り決めることは十分考えられることとございまして。

○**洲上貞雄君** 行政財産の高い公共性からしますと、実際の貸付けに当たりましては条例又は議会の議決による場合でなければならないと考えますが、いかがでございましょうか。

○**衆議院議員(渡海紀三朗君)** おっしゃるとおりでございます。今でもそうでございますが、地方自治法の第九十六条の第一項の六号というのがございます。要は、これは私もちよつと細かい今文章はあれでございますけれども、時価とか評価額とか、こういう公に示されているようなものの場合は一定規模以下の場合は行政の判断でやつていようございまして、当然、例えば廉価で提供するとき、そういった場合には議会の議決が必要であるというふうな考えております。

○**洲上貞雄君** 既に東京都では、南青山一丁目の都営住宅建て替えに当たりまして、民間活力の導入ということで、南青山一丁目団地建替プロジェクトとして、PFI的手法による整備を都市再生に基づく第一号として推進をしております。

このプロジェクトは、公募の結果、七十年間定期借地権で、三井不動産、大成建設、伊藤忠商事などが設立をした南青山アパートメント株式会社を事業者として決定をしております。保育園や図書館など、複合住宅となり、都営住宅百五十戸に対し民間マンションが三百九十戸も建設をされています。

この計画は、民間営利企業の利潤追求のために住民の共有財産であります都有地を提供しようとするにほかなりません。今回のPFI法改正案における行政財産の有効利用、それから貸付けの拡充は、このような行政財産転がしの事例に拍車を掛けることにはないかと思ひます。

○**衆議院議員(渡海紀三朗君)** 実は、私どもが一

番議論をさせていただいたところもその点でございます。行政財産というのは行政目的があるわけですから、そのことが妨げになるようなことはやっぱりやっつけてはいけません。

第一、しかしながら同時に、遊んでいる土地があれば有効に使うと、このところをどこでどういうふうに通止めを掛けるかということが一番の問題であると思います。それはやっぱり管理者である公共団体、国の場合もありますけれども、それがしっかりと判断をするということになるのかなと思います。

青山の事例は、これはPFI事業ではございませんが、我々が聞いているところによりまして、やはりかなりの方が住まれるわけでございますから、長い間安定的にそういった安心感を与えるためにはああいう設定をする必要があったということであろうというふうに判断をしております。

で、いずれにいたしましても、物の判断でございますから、いろんな御懸念がございとおもいます。できるだけそういう懸念がないような運用をしっかりと図っていくように政府にもしっかりと申入れをし、我々も、議員立法として出させていた。いただいたわけでありまして、今後ともよくその状況を見守っていききたいというふうに判断をいたしております。

○洲上貞雄君 本改正法案第九条の二では、地方自治法二百四十四条の二に基づき、PFI施設を指定管理者にゆだねる場合、指定の期間、それから議会の議決等についてPFI事業の円滑な実施に配慮することを明記をしております。

PFIでは、資金だけでなく企画、管理、運営などもすべて民間手法のインシアチブによって行われます。このため、指定管理者の指定にはPFI事業者が有利になり、公正公平が損なわれるおそれがあるのではないかなと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○衆議院議員(木村義雄君) 指定管理者の制度に当たりましては、条例の手続、また議会の議決

等、指定管理者制度特有のプロセスがあるわけでございます。

それから、今回のPFI法の改正案でこの辺を議論させていただきましては、指定管理者というよりは、むしろ指定管理者制度とPFI制度の整合性を図るというところがポイントでございます。まして、例えば期間の問題とか、議決をする場合に指定管理者制度で議決をしてまた更にPFIで議決するとか、そういうような手間をできるだけ省くという、むしろ中身ではなくて様々な、期間の問題とか、そういう食い違いをできるだけ訂正していただくような、整合性を取っていただくような特別な配慮をお願いする、そういう規定でございます。

配慮規定でございます。その点を御理解いただきまますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○洲上貞雄君 時間です。終わります。

○委員長(田名部匡省君) 他に御発言もないようです。本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聡平君 日本共産党を代表して反対討論を行います。

PFI事業について、我が党は、国や地方自治体の財政危機が深刻になる下でも民間の資金を使って浪費と無駄の公共事業を推進する手法であること、また収益事業が優先され公共サービスがゆがめられること、事業は大手ゼネコンなどが独占し、中小企業に仕事が回らないことなど、様々な問題をこれまで指摘してきました。今回の改正は、これらの問題点を改善するどころか、一層推進するものです。

第一に、PFI事業者以外の第三者に行政財産の借地権譲渡を可能にすることは、行政財産を私企業に数十年という長期間貸与することになり、行政機関がいつでも行政目的遂行のために使用で

きるという行政財産の趣旨に反します。また、国民の共有財産を使用して私企業が収益を得ることは、国有財産使用の公平性を損なう重大な問題があります。

第二に、本改正案の「目的」にサービス分野を明記することは、公共施設建設を伴わない単独のサービスの分野だけのPFIを推進し、サービス分野の公共業務を今以上に企業の利益追求にさらすことになるからです。

第三に、地方自治体に事業の円滑実施の努力義務を課すことは、住民意見の反映を阻害し、企業のリスクの軽減と裁量権の拡大で企業中心のPFIの推進を図ろうとするものだからです。

本改正案が、民間資金の導入によつて無駄な公共事業の一層の推進という結果につながるものであることを強く申し上げ、討論を終わります。

○委員長(田名部匡省君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田名部匡省君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田名部匡省君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

七月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、防災・環境・生活優先の公共事業への転換に関する請願(第二四三七号)

一、国土交通省の防災・環境・生活優先の公共事業推進に必要な職員の確保に関する請願(第二四三八号)

第二四三七号 平成十七年七月十三日受理  
防災・環境・生活優先の公共事業への転換に関する請願

請願者 広島市西区南観音五ノ七ノ三ノ二  
〇二 森本佳行 外二百四十九名

紹介議員 松下 新平君  
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第二四三八号 平成十七年七月十三日受理  
国土交通省の防災・環境・生活優先の公共事業推進に必要な職員の確保に関する請願

請願者 宮崎県宮崎郡佐土原町下田島一  
六、一八ノ四 瀬戸山雄之 外二百四十九名

紹介議員 松下 新平君  
この請願の趣旨は、第一二三〇号と同じである。

七月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第二四五六号)

第二四五六号 平成十七年七月二十日受理  
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 福井市引目町一ノ一ノ三 朝野新  
一 外五百三十四名

紹介議員 山下八洲夫君  
この請願の趣旨は、第一二三九号と同じである。

八月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む。)」を「整備等」に、「整備」を「整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し」に改める。

第二条第一項中「次の各号に掲げる施設」の下に「(設備を含む。)」を加え、同条第二項中「建設」の下に「改修」を加え、同条第三項第三号中「行つ」の下に「独立行政法人」を、「含む」の下に「以下「公共法人」という」を加える。

第三条第一項中「地方公共団体」の下に「これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第十八条において同じ。」を、「踏まえつつ」の下に「行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し」を加え、同条第二項中「国等」を「国及び地方公共団体」に改める。

第四条の見出しを「(基本方針等)」に改め、同条第二項中「つては、特定事業の」の下に「健全かつ効率的な」を加え、同条第三項第一号中「公共性を確保しつつ」を「公共施設等の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、」に、「を図る」を「、国民に対するサービスの提供における行政のかかり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにする」に改め、同条に次の一項を加える。

7 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第三項各号に掲げる事項に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第八条に次の一項を加える。  
2 公共施設等の管理者等は、前条第一項の民間

事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。  
第九条の次に次の一条を加える。  
(指定管理者の指定に当たつての配慮等)

第九条の二 地方公共団体は、この法律に基づき整備される公共施設等の管理について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定を適用する場合においては、同条第四項から第六項までに規定する事項について、選定事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするともに、同条第十一項の規定に該当する場合における選定事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

第十一条の二第一項中「及び第三項」を「から第五項まで及び次条第一項から第四項まで」に改め、同条第二項中「当該建物」の下に「(以下この条において「特定建物」という。)」を加え、同条第八項中「から第三項」を「から第五項」に、「第四項から第六項まで」を「第六項から第十項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「同項に規定する建物の一部を「特定民間施設」に、「終了後」を「終了の後」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 前三項に定めるもののほか、地方公共団体は、第七項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者(当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。)に貸し

付けることができる。

10 前項の規定は、第八項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設(特定民間施設であつた施設を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等(特定民間施設であつた施設を譲渡しようとする場合にあつては、当該特定民間施設であつた施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替へるものとする。

第十一条の二第五項中「一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物」を「特定建物」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、「及び第六項」を「から第十項まで及び次条第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「同項に規定する建物の一部」を「特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分(以下この条において「特定民間施設」という。)」に、「終了後」を「終了(当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。)」の後に改め、「その者の下に(当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあつては、当該特定民間施設であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。第八項において同じ。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

4 前三項に定めるもののほか、国は、第二項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者(当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と

認める者に限る。)に貸し付けることができる。

5 前項の規定は、第三項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設(特定民間施設であつた施設を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等(特定民間施設であつた施設を譲渡しようとする場合にあつては、当該特定民間施設であつた施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替へるものとする。

第十一条の三 前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設(第二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設(公営住宅を除く。以下この項において「第三号及び第四号施設」という。))並びに同条第一項第五号の政令で定める施設のうち第三号及び第四号施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。の設置の事業であつて、選定事業の実施に資すると認められるもの(以下この条において「特定民間事業」という。))の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者(当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設

設等の管理に關し適當と認める者に限る。第六項において同じ。)に貸し付けることができる。

3 前二項に定めるもののほか、国は、第一項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設(特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。)を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適當と認める者に限る。)に貸し付けることができる。

4 前項の規定は、第二項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設(特定施設を利用する権利を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等(当該選定事業の終了の後にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替えるものとする。

5 前条第六項から第十項までに定めるもののほか、地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定民間事業の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

6 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

7 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、第五項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設(特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。)を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適當と認める者に限る。)に貸し付けることができる。

8 前項の規定は、第六項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設(特定施設を利用する権利を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等(当該選定事業の終了の後にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替えるものとする。

9 前条第十一項及び第十二項の規定は、前各項の規定による貸付けについて準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第十一條の三第一項から第四項まで」と、「第六項から第十項まで」とあるのは「第十一條の三第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。

第十六条第二項中「地方公共団体」の下に「及び公共法人」を加える。  
第十八条中、「地方公共団体及び」を「及び地方公共団体並びに」に改める。  
第二十一条第六項に後段として次のように加える。  
この場合において、委員会は、提出を受けた

資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に關し必要な措置を講ずるものとする。

附則第二条中「この法律の施行の日から五年以内」を「少なくとも三年ごとに」に改める。

附則第三条中「特定事業を実施する民間事業者の選定」を「民間事業者から質問又は提案を受けること等の特定選定(特定事業を実施する民間事業者の選定をいう。以下この条において同じ。)における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

平成十七年八月十日印刷

平成十七年八月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B